

オーダーメイド型いしかわ子育て移住ツアー補助金交付要領

第1 目的

いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、本県への子育て世帯の移住促進を図るため、県外在住の子育て世帯・夫婦が本県での暮らしを体験し、子育て環境を視察する際に要する経費の一部について支援を行うものとする。

第2 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、以下のすべてに該当する者とする。

- (1) 県外在住で石川県への移住を検討している子育て世帯の方、夫婦、又は結婚を予定している方
- (2) 補助対象期間内に、本県の移住体験事業または協賛自治体・事業者が実施する現地体験プログラムに参加する方
※協賛自治体・事業者が実施する現地体験プログラム詳細は、石川県移住ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」に掲載
※利用できる回数は、対象者1人につき1回限りとする

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和38年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
- (3) その他県税の滞納があるなど、委員長が適切でないと判断する者

第3 交付額

この補助金の対象経費は、前条で規定する補助対象者及び当該補助事業に同行する補助対象者と同居している者の居住者が本県への移動（本県内の移動を含む。）に要する交通費および、移住ツアーにかかる宿泊費とする。

2 前項にかかる費用は、以下の表の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。なお、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 補助率 補助対象経費の1/2

手段	交付額	
	補助対象経費	補助率
公共交通機関 (飛行機※1、JR、地下鉄、私鉄、バス等)	実質負担額	1/2 ※5万円/世帯を限度額とする。 ※補助対象経費に補助率を乗じることにより生じた1円未
マイカー	ガソリン代実費	

	高速道路代金実費	満の端数については、切り捨てるものとする。
レンタカー	ガソリン代実費 高速道路代金実費 レンタカー賃借料実費（県内移動に限る）	
タクシー	実質負担額※2	

※1 飛行機については、国内移動に要する交通費のみを対象とする。

(例) 東京羽田空港から小松空港までの往復飛行機代など

なお、航空パックを利用する場合（JRパックを利用する場合も含む）は、旅行代金から食事代を控除した額（交通費、宿泊費のみ）を補助対象経費とする。

※2 公共交通機関の利用が困難又は合理的でない場合のみ

(例) 目的地までの公共交通機関がない、出発地又は目的地が最寄の駅又は停留所から離れている（概ね2km）場合など

- 3 国、県、市町等から本滞在に係る助成金の交付を別途受けている場合は、助成対象外とする。

第4 補助対象期間

GW、お盆、年末年始を除く、滞在終了日が事業実施年度の3月末日までとなる期間とする。

第5 交付申請等

(1) 交付申請

本事業を実施する者が補助金の交付を受けようとするときは、滞在開始前（2週間前目処）に交付申請書（様式1）を提出しなければならない。

委員長は、交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(2) 変更申請

補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の内容を変更し、中止しようとするときは、あらかじめ変更（中止）承認申請書（様式2）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更にあつては、当該変更が補助対象経費の20%以内の増減である場合には、この限りでない。

委員長は、変更（中止）承認申請書に係る補助事業の内容が適正であると認めたときは、申請者に対し、変更交付決定通知書により通知するものとする。

(3) 実績報告

①本事業を実施する者は、事業終了後すみやかに、実行委員会あてに当該ツアーに係る交通費の支出内容（金額、利用交通機関等）と宿泊費の支出内容（金額※、宿泊施設名等）がわかる領収書、使用済みの乗車券等、必要書類を添えて実績報告書（様式3）を提出しなければならない。なお、実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い時期とする。

※食事に含まれる宿泊費の場合、食事分の料金がわかる領収書の提出が必要

②実績報告書の「4 訪問成果（感想等）」では、ツアーで体験した石川県の子育て環境の内容・感想等について、訪問先の写真を交えて提出すること。提出されたレポートや写真、及び

取材した内容は、補助対象者の同意を得たうえで県のHP等に掲載することがある。

③実績報告書には、現地体験プログラムへの参加実績を証する「現地体験プログラム活動確認票（様式4）」を添付すること。なお、現地体験プログラムへ参加する際は、確認票を持参し、「石川県移住体験事業協賛自治体・事業者記入」欄を、プログラム実施担当者に記入いただくこと。

④委員長は、実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、申請者に対し、額の確定通知書により通知するものとする。

(4) 補助金の精算請求

申請者は補助金の精算払いを受けようとするときは、請求書（様式5）を提出しなければならない。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別途定める。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行する。

附 則（令和4年6月21日一部改訂）

この要領は、令和4年6月21日から施行する。

附 則（令和5年4月25日一部改訂）

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

附 則（令和5年11月15日一部改訂）

この要領は、令和5年11月15日から施行する。